

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	農産園芸課長 森上 浩平	電話番号	0852-22-5123
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	環境保全型農業直接支援対策事業		
目的	(1) 対象	環境保全型農業の実践者及び志向者	
	(2) 意図	環境保全型農業に取り組む農業者を増やす	
事業概要	○日本型直接支払の一制度として位置づけられ、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。 ○農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う。 ○具体的には、農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	目標値	2,420.0	2,760.0	3,100.0	3,440.0	3,780.0	ha
	式・定義	有機農業面積+県100% - 農産物推奨面積+つや姫作付面積	実績値	1,954.0					
			達成率	80.8	-	-	-	-	
2	指標名	環境保全効果の高い営農活動が行われた面積	目標値		1,646.0	1,844.0	2,065.0	2,313.0	ha
	式・定義	環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	実績値	1,470.5					
			達成率	-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	76,177	92,473
うち一般財源 (千円)	24,030	29,490

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基じた現状）

- ・平成27年度の環境直払取組面積は1470haとなり、25年度1111ha、26年度1217haから着実に増加している。
- ・増加率から見ても、H25→H26：9.5%に対し、H26→H27：21%と大きく伸びたところ。
- ・対象取組別の面積では、堆肥の施用（対前年比31.6%）と冬期湛水管理（同30%）が大幅な増となり、次いで有機農業（同17.7%）が増えている。
- ・中国四国地域の本県以外他8県の状況（1月末現在の見込値）は、8県平均で284haである。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・27年度に、複数取組の導入や提出書類の簡素化、個人申請から組織での申請への変更といった事業見直しが行われた。
これらは新規申請や取組拡大の動機付けになることから、H27に向けてはこの点を中心に市町村等と協力しながらPRを行っていくこととしており、この成果もあって大きく増加した。
- ・堆肥の施用、冬期湛水管理及び有機農業は、複数取組を行いやすいことが考えられる。対象取組別の面積増の傾向からは、複数取組周知の成果による増加の影響も見て取れる。
- ・中国四国地域では、実施面積はもとより、H26→H27増加率でみても本県の21%に対して他8県平均は4.8%であって、その成果は突出したものとなっている。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

- ①困っている「状況」
- ・環境直払の基本要件の1つである「化学肥料・化学合成農薬5割減」を満たす栽培をしていながら、本交付金の対象となっていない農業者もまだまだ多くいるものと推察される。
 - ・27年度見直しの1つである「個人申請から組織での申請へ」については、全体としては新規取組者の増加へ繋がった反面、ごく一部ではあるが、上手く組織化を図れなかったために27年度取組を断念した例もある。
- ②困っている状況が発生している「原因」
- ・交付対象となっていない農業者については、①5割減は実施しているものの、これとセットとなる温暖化防止や生物多様性保全の取組を実施していないため交付金対象とならない、②両方を実施しているものの交付金申請をしていない、の2つのパターンがあると思われるが、①②に共通する原因として本対策の浸透不足及び5割減とセットの取組実施や申請手続等の負担感・煩雑さの割に交付金額が少ないことが考えられる。
 - ・組織化については、これへ向けた検討、話し合い等の時間が十分にとれなかったことが考えられる。
- ③原因を解消するための「課題」
- ・本交付金の対象となるよう、5割減からさらに一歩進んで温暖化防止等の取組を行ってもらうには、環境保全型農業推進の機運醸成を一層図っていく必要がある。
 - ・両方の取組を行っていない申請をしていない農業者についても、この取組を継続してもらい、さらに周囲への広がりを目指すことを期して、積極的な周知を図っていく必要がある。
 - ・組織化についても、基本的には新規取組者の増加へ繋がる制度改正であるため、直接の窓口である市町村にも積極的な関与を担ってもらい、十分な検討、話し合いがなされる必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・化学肥料等の5割減や有機農業などの取組を実施していれば、本交付金の対象ともなり得るケースは多いと想定されることから、本交付金の推進というだけの観点ではなく、「いのち育む島根の『環境農業』推進事業」や「みんなでひろげるしまね有機の郷事業」などの事業推進とも連携して、環境保全型農業全体の推進を図っていく。
- ・水稻の県推奨品種である「つや姫」は、特別栽培米であり化学肥料等5割減を満たしていることから、つや姫の推奨と合わせた本交付金の推進PRも検討していくことにより、相乗効果が発揮できる。
- ・新規申請にあたっての組織化については、県内各市町村における優良事例（例えば市町単位で1つの組織を形成）など参考になる事例を積極的に紹介していく。

・課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効果的・効果的に行ってください。

・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価（任意記載）